

## 第1章

# 計画策定の趣旨

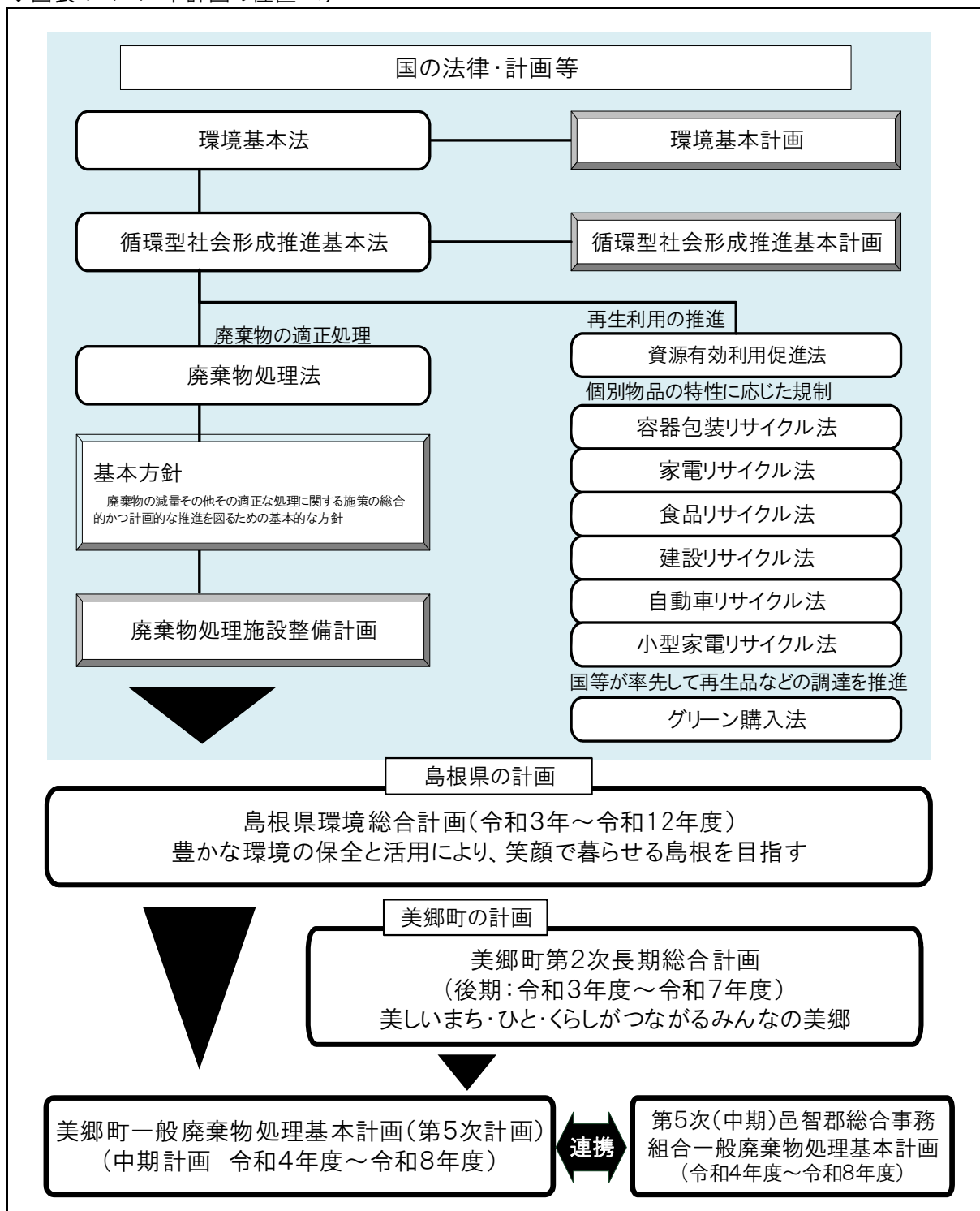


## 第1節 計画の位置づけ

美郷町一般廃棄物処理基本計画（第5次（中期）計画）（以下「本計画」という。）は、美郷町（以下「本町」という。）が廃棄物処理法第6条に基づき策定したものである。

本計画は、図表 1-1-1 に示すように、国の法律・計画並びに島根県環境総合計画と整合したものである。

◆図表 1-1-1 本計画の位置づけ

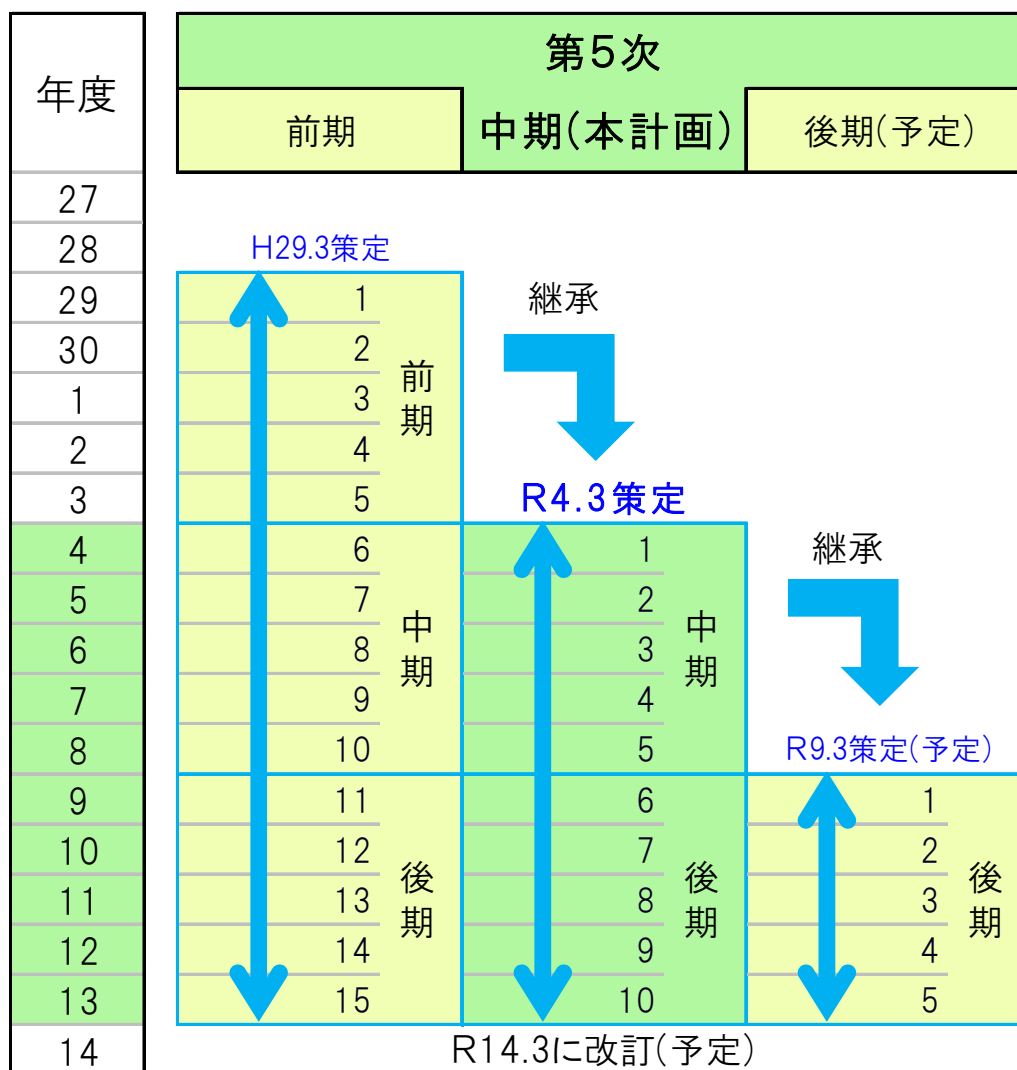


注）法律名は略称とした。

## 第2節 計画の期間

本計画は、既定計画である「美郷町一般廃棄物処理基本計画（H29.3）」（以下「前期計画」という。）を継承する中期5年間における計画として位置づけるものである。

◆図表 1-2-1 計画の期間



計画目標年度 ⇒ 令和 13 年度

- ・ 計画の期間を 10 年間とし、計画目標年度を令和 13 年度とする。

基準年度 ⇒ 令和 2 年度

- ・ 基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定するための現状を示すものである。本計画では、令和 2 年度とする。

数値目標年度 ⇒ 令和 8 年度

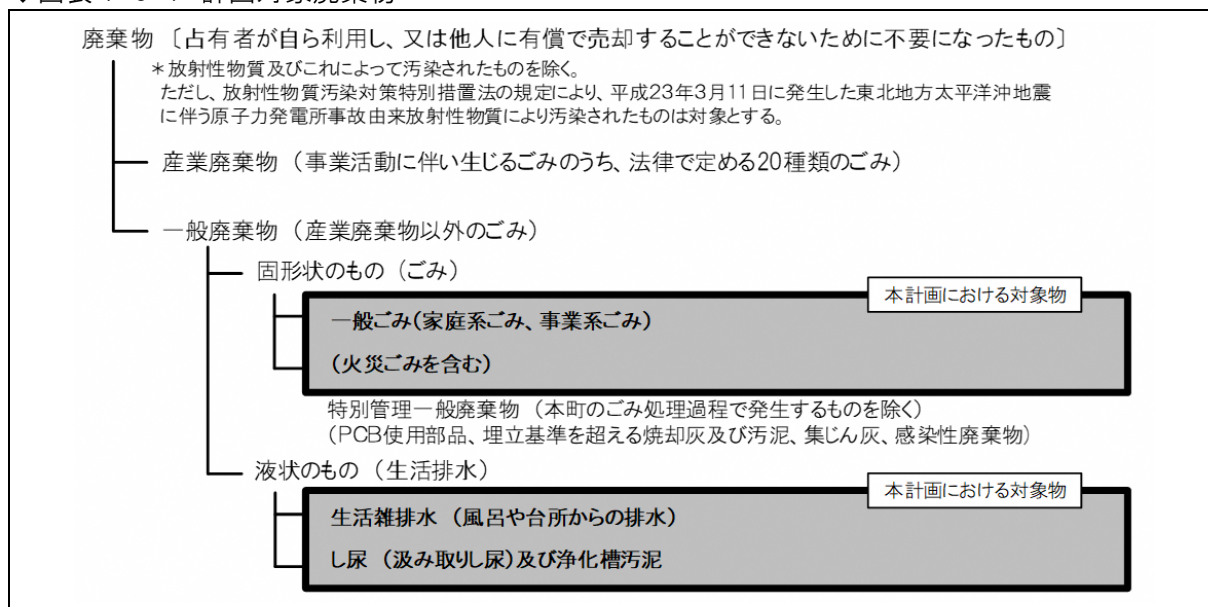
- ・ 本計画では、ごみ排出抑制目標等の数値目標を定めることから、数値目標年度を 5 年後の令和 8 年度とする。

## 第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とする。

なお、ごみのうち、本町による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-3-2 に示すとおりとする。

◆図表 1-3-1 計画対象廃棄物



◆図表 1-3-2 本計画の処理対象外とするごみとその扱い

| 区 分                               | 処理・処分先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| PCB使用部品                           | ・本町では取り扱わない。製造メーカー等に引き渡すこととする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 集じん灰                              | ・本町では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。<br>(本町管内のごみを処理する過程で発生するものを除く)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 感染性医療系廃棄物                         | ・本町では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 家電リサイクル法適用物                       | ・家電リサイクル法に基づき、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンについては、販売店引き取りとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| パソコン                              | ・資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引き取り・資源化を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| その他本町で指定する処理困難物<br>(収集も処理もできないごみ) | 以下のごみは、本町では取り扱わない。販売店もしくは専門の処理業者に引き渡すこととする。<br>・あぜなみ、稲ハデ(鉄製)、農薬、農薬のいれもの(紙以外)、農業用ビニール・ナイロン、ハウス用パイプ、肥料袋、エンジン式農業機械(草刈機・チェーンソー等)、漁網<br>・オートバイ、電動カート、タイヤ及びホイール(自動車・オートバイ)、バッテリー(車、オートバイ等)、自動車部品、発煙筒(使用前)、発電機<br>・ガスボンベ(LP・プロパン等)、炭酸ガスボンベ(再充填使用を前提とするボンベ)、火薬類(使用前の花火等)、消火器、廃油(家庭用食用油以外)、毒物・劇薬指定品、薬品類、<br>・家庭用大型給湯機、金庫(事業系・法人のもの)、小型焼却炉、コピー機(大型のもの)、スプリングマットレス(スプリングと布に分離してあれば受入可能)、太陽熱温水器(パネル含む)、ドラム缶、墓石、軽トラック1台を超える多量の瓦・コンクリート破片・ブロック・レンガ、ボタン電池 |

注) 放射性廃棄物について

国においては、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質(以下「事故由来放射性物質」という。)による環境汚染により人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが緊急の課題となっていることを踏まえ、平成23年8月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故より放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)を公布した。よって、当該廃棄物についてはこの法律によるものとする。

